

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 5月16日現在

機関番号：13101

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22730039

研究課題名（和文） 地域人権条約における社会権の保障態様の比較研究

研究課題名（英文） Comparative studies on the protection of economic, social and cultural rights in regional Human Rights Systems

研究代表者

渡辺 豊（WATANABE YUTAKA）

新潟大学・人文社会・教育科学系・准教授

研究者番号：40554861

研究成果の概要（和文）：本研究は、経済的社会的及び文化的権利（社会権）が国際人権法でどのように扱われているのかについて、地域人権条約の実行から分析した。その結果、明文として規定されていない社会権についても、多くの条約で包摂されていることが明らかとなった。社会保障や労働に関する権利は認められる傾向があるが、最低限度の生活水準を求める権利などは認められていないこともある。また、その包摂の理論的根拠や対象となる権利には条約により相違もある。社会権をどのように国際人権法の体系に位置づけるかの理論構築が、今後の課題である。

研究成果の概要（英文）：The present study aims at analyzing the practice of regional Human Rights systems (Europe, Latin America and Africa), focusing on the realization of economic, social and cultural rights. As a result, it became clear that economic, social and cultural rights are incorporated in the practice of regional Human Rights system, although these rights are not clearly stated in the texts. Right to work and right to social security are the typical examples of incorporation. However, the right to minimum standard of living is less incorporated. In addition, the legal basis and/or logical reasoning of incorporation of economic, social and cultural rights is surely different in each of the regional Human Rights system. From the findings above, the next research question will be the logical construction on the legal basis of economic, social and cultural rights in the context of International Human Rights Law.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
2012年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,300,000	690,000	2,990,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学、国際法学

キーワード：国際人権法、社会権、地域人権条約

## 1. 研究開始当初の背景

(1)国際人権法においては、従来自由権（市民的・政治的権利）がその主たる規律対象とし

て想定されており、社会権（経済的・社会的・文化的権利）については、国家による漸進的実施が想定されていた。そのため、社会権に

については事実上国内における裁量に委ねられ、国際的平面においては長く等閑視されていた。

(2)ただし、その実現態様は条約体制により大きく異なることも明らかである。国連の枠内における人権条約では、個人通報制度につき定める社会権規約の選択議定書が2008年12月に国連総会において採択されたものの、先進国を中心に慎重な姿勢が見られ、発効の目処が立っていない。また、自由権規約等の他の人権条約における個人通報制度において差別禁止原則との関連において、社会権を射程に含む事例が見られるものの、その点に関する系統的な検討は緒に就いたばかりである。地域人権条約体制の実行においても、適用範囲や保障態様には大きな差異が見られる。そのような現状に鑑みると、地域人権条約体制における個人通報制度あるいは司法裁判制度による事例の蓄積は、社会権の解釈・適用に関して大きな指針を与えていると言える。

(3)このような経緯により、地域人権条約体制における社会権の保障態様という観点から社会権の総合的研究を行うことを企図したものである。

## 2. 研究の目的

(1)本研究の目的は、国際人権法における地域的人権条約の実行について、従来あまり認識されてこなかった社会権の保障という観点によって、国際人権法における社会権の位置づけを明らかにすることにより、従来の研究に新たな寄与をなすことを目的とする。

(2)本研究によって明らかにしようとしたことは、以下の通りである。

理論面での研究としては、社会権の有する射程及び国家の義務の検討が挙げられる。社会権と一口に言っても、労働に関する権利や社会保障に対する権利など比較的司法審査に服しやすい分野から、食料に対する権利や安全な水に対する権利など、その規範内容の具体的性質に争いのある分野まで多様な法規範を包含している。それぞれの規範の有する権利及び義務の射程を理論及び実証の両面から多角的に検討することは必要不可欠である。

実証面での研究としては、地域人権条約体制相互間の統一的な視点による分析を行う。特に、米州及びアフリカの実行は一部の事例は広く知られているもの未だ十分に検討されていない側面もある。殊に、アフリカの実行は日本ではほとんど紹介されていないのが現状である。よって、これらの事例を丹念

に検討することにより、特にヨーロッパとの比較において規範・制度の両面から地域人権条約体制の現状及び問題点を明らかにしようと考えられる。

(3)付随的であるが、これらの知見から日本における社会権の実現に関しても国際人権法の観点から知見を得ることを目的とした。

## 3. 研究の方法

(1)社会権の保障態様については、主として2つの場合が考えられる。第一に、条約本文が直接的にそれを規定している場合であり、この場合は当該条項の解釈・適用について直接的な検討ができる。第二に、条約に規定されている条項の規範内容の拡大によって間接的に社会権がその射程に入る場合が考えられる。この場合は、当該条項の解釈・適用に際して関連する規範がどこまで適用可能であるのか、そしてそれはどのような論理構築によるのかを明確にする必要がある。これらの保障態様に応じた検討が必要になる。また、当然のことながら社会権のどの権利が保障の射程に入っているかは、条約体制によって異なり一様ではない。よって実体規定や条約実施機関毎の権利の射程を確認しつつ、共通の基準によって条約体制間の異同を明らかにしていく。

(2)そのため、個々具体的な地域人権条約体制において問題となった事例を集中的に検討し、同時に先行研究に基づき理論的枠組みと照らし合わせつつ、現状及び問題点を明らかにする手法をとる。

## 4. 研究成果

(1)まず日本において最も研究の蓄積の薄いと思われるアフリカ人権憲章に基づく実行の検討を行った。これは平成22年度及び平成23年度に集中して検討を行い、国内外の資料を広く集めた。

(2)アフリカにおいては新たに設立されたアフリカ人権裁判所による最初の判決を嚆矢としてアフリカにおける人権保障のための実施措置について論じることが比較検討の導入部分として可能となることが明らかとなった。よって当該事例を手がかりとして、地域人権保障体制の実施措置の比較検討及び他の国際的人権保障体制との関係について論文を執筆し、公表した。ここからは、アフリカにおいても社会権の司法的救済の可能性が欧州及び米州と同様に見られることが明らかとなった。しかも、アフリカ人権裁判所の管轄の範囲は他の地域人権条約における人権裁判所よりも広範であることから、今後様々な事案が提起される可能性がある

ことが明らかとなった。

(3)また、アフリカ人権裁判所での最初の事件となった、チャドの元大統領に対する一連の事例（被害者によるセネガル及びベルギーにおける国内手続、被害者による拷問禁止条約に基づく個人通報、AU〔アフリカ連合〕における政治的議論、ICJ〔国際司法裁判所〕における法的紛争、アフリカ人権裁判所への提訴、ECOWAS〔西アフリカ諸国経済機構〕司法裁判所への提訴）は、人権に関する事例のみならず、元国家元首による行為を国際刑事法及び国際人権法の観点からどのように処理すべきか、あるいは国際的人権フォーラムと地域的人権フォーラムあるいは政治的フォーラムとの関係など、国際法の断片化とも言える事例となった。これについては、論文執筆後も紛争が継続しており、別途これらの知見を踏まえた論考を執筆することを予定している。

(4)アフリカ人権憲章の実行の分析からは、以下のことが明らかとなった。すなわち、アフリカ人権条約の実行においては、条約中の権利侵害についてかなり積極的な判断が行われている。これは殊に経済的制約により権利の実現が難しいと言われている社会権についても同様であり、国家の裁量により権利を一定程度制約するといったことを認めず、権利実現について強力な立場で臨んでいることが明らかとなった。この際に理論的な根拠として用いられているのは、差別禁止原則もしくは財産権であった。特に後者については、恣意的に財産を奪われない権利を、広く解することによって検閲や恣意的な出版活動の禁止についても広くこれを認めているなど、積極的な姿勢が見られた。

(5)また、アフリカ人権憲章に特有の特徴として、人民の権利として多くの経済的・社会的権利を明文規定で認めていることがある。環境に対する権利などは、この意味において積極的に活用されているものの、人民の権利という集合的な権利の性質に関する議論状況もあり、すべてが積極的に活用されているわけではないことも同時に確認された。一般的に、社会権の理論的受け皿となり得る権利がすべて積極的に活用されているわけではないにしても、一定程度アフリカ人権憲章の実施機関であるアフリカ人権委員会は積極的に社会権を認めようとしていることは明らかになった。ただしこのような姿勢についてその実現可能性や理論的背景についてはさらに検討を要する点がある。具体的には、アフリカ諸国が共通して抱える貧困やそれによる社会不安、あるいは紛争による政府の統治能力の低さによる、人権保障へのコミッ

トメントの低さ、あるいは財政状況などによる権利保障のための取り組みが十分にできない状況などである。そのような問題点を踏まえ、引き続きヨーロッパ・米州及び国連における人権条約の実行と照らし合わせ全体像を明らかにする作業が今後も必要になる。

(6)平成 23 年度及び平成 24 年度にかけて、上記のアフリカ人権憲章に基づく社会権の実施と並行して、米州人権条約に基づく社会権の保障態様について資料を収集し、分析した結果を論文として公表した。これらにより、明らかになったのは以下の通りである。まず、米州人権条約における社会権の保障は、欧州及びアフリカと同様にかなりの程度見られることである。しかしながら、その保障態様あるいは論理構成にはかなりの相違が見られた。具体的には、欧州及びアフリカでは、明文の定めがない社会権を包摂する論理として、財産権あるいは差別禁止原則が用いられてきた。しかしながら、米州人権条約においてはこれらの点はさほど重視されていない。むしろ、欧州人権条約ではあまり援用されることのない生命権を根拠に、保健衛生や収容施設における病状の悪化などの事例において国家の義務違反が認定される事例が見られることが明らかとなった。

(7)また米州人権条約は、社会権の漸進的保障を条約中に明文で定めている。ただしかかる条文は多くの事例で提起されているものの、これを根拠として違反認定を行った事例は存在せず、むしろ生命権や財産権を理論的根拠として国家の義務違反を認定している事例が見られる。これは、社会権の法的性質に関するこれまでの議論状況を反映したものであり、社会権を司法的にどのように保障していくのかという理論的問題点に立ち返る必要性を示唆するものであった。

(8)また、米州人権条約に見られる固有の特徴として、人権保障の手続的側面が多くの事例で強調されていることが指摘できる。欧州人権裁判所の判例でもこの点は指摘できるが、米州人権裁判所における事例では、この点が積極的に活用され、実体的保障と相俟って実効性確保の一助となっているように思われる。これは、勧告的意見の制度の積極的活用においても同様に見られるものである。欧州人権裁判所では勧告的意見の制度は存在するものの、ほとんど活用されていないことに鑑みても、注目に値する。この点は、勧告的意見の諮問主体及び諮問の対象としうる事項が比較的広範であることが寄与していると思われるが、それを活用して米州人権裁判所が積極的に判断を下していることがある。

(9)具体的には、不法滞在外国人の労働者としての法的地域を扱った事例では、不法滞在外国人であったとしても、それを理由に労働者としての保護を受けられないとすることは不当であるとして、労働関係に入った後は労働者としての保護に値するとの判断を行っている。

(10)以上、それぞれの実行を比較しつつ検討してきたのが、主たる成果である。かかる異同あるいは相違を体制間の相違で終始させず、社会権の国際的実施に関する論理構築につなげることが、今後の課題である。

(11)これらに加えて、上記の成果を踏まえて日本における事例を、国際人権法特に社会保障に対する権利の観点から検討し、判例評釈として公表した。具体的には、外国人の生活保護法上の位置づけが争われた事例（福岡高裁平成23年11月15日判決）を題材とし、これを国際人権法の観点から検討し、その問題点を明らかにした。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計4件)

「米州人権条約における社会権の保障」渡辺豊、法政理論第45巻2号、80-130頁、2012年、査読無。

<http://dspace.lib.niigata-u.ac.jp/dspace/handle/10191/21782>

「外国人の生活保護受給権」渡辺豊、法政理論第45巻2号、172-199頁、2012年、査読無。

<http://dspace.lib.niigata-u.ac.jp/dspace/handle/10191/21764>

「アフリカ人権委員会の通報手続における社会権の保障」渡辺豊、法政理論第44巻4号、221-264頁、2012年、査読無。

<http://dspace.lib.niigata-u.ac.jp/dspace/handle/10191/18046>

「アフリカ人権裁判所の設立」渡辺豊、法政理論第43巻3・4号、1-53頁、2011年、査読無。

<http://dspace.lib.niigata-u.ac.jp/dspace/handle/10191/16902>

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕  
出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

(1)研究代表者

渡辺豊 (WATANABE YUTAKA)

新潟大学・人文社会・教育科学系・准教授

研究者番号：40554861

(2)研究分担者

( )

研究者番号：

(3)連携研究者

( )

研究者番号：